

八王子囲碁を楽しむ会 会則

(名称および事務局)

第1条 この会は、八王子囲碁を楽しむ会と称し、事務局を八王子市レク協会内におく。

(目的)

第2条 この会は、囲碁の普及発展と会員相互の親睦を計り、余暇善用と地域レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 囲碁の例会 (2) 囲碁の研究および普及の事業 (3) 関係団体の事業に対する協力
(4) その他、会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同し、年度会費を納入したものとする。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 総務 2名
(4) 会計 2名 (5) 理事 若干名 (6) 監事 2名 (7) 参与 若干名

(名誉役員)

第6条 この会に、名誉会長、相談役、顧問をおくことができる。

(役員任期)

第7条 この会の役員は、総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会と役員会とする。

2 総会は、年1回開き、役員、事業、予算決議に関する事項を決議する。

3 役員会は、必要に応じて開き、会務を処理する。

4 会議は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て決する。

(会計)

第9条 この会の会計は、次を以て支弁する。

(1) 会費 年額 8,000円

(2) その他の収入

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

第11条 この会の細則は、役員会で決定する。

2 この会則は1995年7月24日より施行する。

ただし、1995年度は、成立の日から翌年3月31日までとする。

3 この会則は、1997年4月12日より施行する。(第9条1項会費)

4 この会則は、2000年4月1日より施行する。(第5条5項理事、6項監事)

5 この会則は、2004年4月1日より施行する。(第5条4項会計)

6 この会則は、2008年4月1日より施行する。(第5条7項参与)

7 この会則は、2012年4月1日より施行する。(第6条名誉会長、相談役、顧問)

8 この会則は、2015年4月1日より施行する。(第9条1項会費)

八王子囲碁を楽しむ会 会計細則

(会計規定)

1. 本会の会計記録に関する事項は、当分の間、次のとおりとする。
 - (1) 会計基準は、公益法人会計準則に則り、この趣旨を尊重して処理する。
 - (2) 帳簿は、金銭出納帳および資産台帳とする。
 - (3) 会計の必要に応じて補助簿を作成することができる。
 - (4) 会計書類は、予算書、決算書および資産目録とする。
 - (5) この細則は 1995 年 7 月 24 日制定、同日より施行する。

(年度会費規定)

2. 会員の会費納入は、当分の間、次の通りとする。
 - (1) 前期分 4,000 円を 4 月、後期分 4,000 円を 10 月に納入する。
 - (2) 7~9 月新規入会者の前期分、1~3 月新規入会者の後期分は 3,000 円とする。
 - (3) この細則は 2015 年 4 月 1 日制定、同日より適用する。